

議員（中野 一郎）

お早うございます。7番、中野 一郎でございます。

今年の夏は皆さん暑かったですよね。まだ暑いですが、皆さん今年の夏、卵が小さくなったことに気づかれていますか。

これは香川県だけの現象ではなく、日本全国に起こっています。これは鶏が、この暑さで餌を食べなくなっているためなんです。

これだけ猛暑が続くと、我々が生産している稲にとっても高温障害というのが出てきます。高温障害が出ると、硬くて割れやすい米になる可能性が出てきます。

米の値段も今は上がっている訳ですけども、それだけではなく、今年はカメムシが異常発生しています。

カメムシは、この緑色のカメムシと、この茶色のカメムシですね。この2種類があるんですけども、大体大きさは5ミリから1センチぐらい。

こんなに大きいのはいません。8月18日の四国新聞にもカメムシが例年の10倍、県内大量発生続くとの記事が掲載されていました。

これは今まで1匹いたカメムシが、10匹もいる訳です。これはすごい数です。

カメムシは野菜もお米も何でも食べます。被害を受けると大変です。

もうすぐ稲刈りが始まりますけれども、今年も豊作でおいしいお米がとれるように今からカメムシの防除とか、水の管理を行っていきたいと思います。

それでは質問に入らせて頂きます。質問は次の3点です。

1番目、産官学の連携について、2番目、特定保健指導実施率、修了者率の向上について、3番目、私債権管理条例制定後の債権回収について、以上3点でございます。

それでは、まず1番目の産官学の連携についての質問をさせていただきます。

産官学の連携について、今まで何回か質問しておりますが、直近の連携状況についてお伺いします。

また、4月に産業課長と産官学の連携の進展について話をしている中で、中学生版就活説明会の実施を考えている旨、話をお聞きしました。

その事も含めて3点ほどお伺い致します。

まず1番目、多度津高校等との産官学連携の最新情報についてお伺いします。

令和6年6月14日の四国新聞に「成長不良魚レトルトに」の見出しで、県が開発し、4月から本格的な出荷が始まった養殖魚「オリーブサーモン」の成長不良魚を有効活用しようと多度津高校の海洋生産科食品科学コースの生徒が6月11日、同校で加工食品の試作を行った。

高温高圧処理で骨まで軟らかくし、常温で長期保存も可能にした点が特徴。今後は秋の文化祭で販売し、好評なら商品化の道を探っていく。と記載されていました。

また、令和6年8月21日の四国新聞では、多度津高開発レトルト食品「ハマちゃん」商品化の見出しで、ハマチの三枚におろした際に廃棄されていた中骨部分を有効活

用しようと高温高压処理して骨まで食べられるように、照焼き風に味付けしたものを坂出の食品メーカーからの依頼で開発しました。

商品は高松空港始め、高松、丸亀、多度津等のJR各駅、県内の高速道路サービスエリアなどで順次発売すると掲載されていました。

多度津高校海洋生産科は2024年度公立学校志願状況では倍率1.94倍で県下1位です。本町は一番身近な学校であり、もっと地元の高校と連携しなければならないと思います。

ということで最初に戻って、多度津高校等との連携の最新状況についてお伺い致します。

産業課長（植松 肇）

中野議員の多度津高校等との産官学連携の最新情報についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では、多度津高校をはじめとする教育機関との連携を重要な施策と位置付けています。特に多度津高校とは、平成25年に包括連携協定を締結し、以後、様々な分野で地域振興や人材育成に注力してきました。

本町においては、近年、農業被害が増加傾向にあるイノシシへの対策として、令和2年にイノシシの箱ワナの作成を依頼し、令和2年から5年にかけて合計8基の箱ワナが完成しました。この箱ワナは従来のものより強度が上がっており、より安全で使いやすいものとなりました。現在も高見島をはじめ町内で稼働しています。

令和3年には害獣として捕獲されたイノシシの有効利用のため、イノシシ肉を使った「ジビエ缶詰」の開発を行い、オリーブの塩漬けを添えたものやカレー味、塩コショウ焼きといった6種類の缶詰が作られました。

また、高い栄養価を誇り、奇跡の野菜ともいわれる「ビーツ」の商品開発にも関わって頂き、パン、アイスクリームに加え、シチューやボルシチ等の缶詰に加工して頂きました。

今年度は、最近、出没の頻度が増えている「アライグマ」の箱ワナの作成を依頼しており、今年度中の完成を予定しております。

議員のおっしゃるとおり、多度津高校は本町で最も身近な高校であることから、さらに様々な分野において連携を深め、地域の課題解決や活性化を目指してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。アライグマの箱ワナについては、製作途中ということで、これは期待しています。

南鳴でも今年になって、アライグマの目撃情報が何回もあり、今あるアライグマの捕獲の箱ワナをお借りして、今設置しておりますが、今のところ猫が2匹捕まっただけなんですけれども、この新たに完成されたアライグマの箱ワナっていうのを期待して

おります。また、よろしく申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。2番目、中学生版就活説明会の実施についてです。丸亀市では、令和5年9月から10月にかけて延べ5日間、アイレックスホールや丸亀市民体育館で市内全中学生に地元企業の魅力を知ってもらいたい、将来、地元丸亀での就労・定住増加につなげることを目的に「地元企業PR事業」を行いました。企業の協力を頂き、会場内に企業別ブースを設け、数名の生徒グループが各ブースを訪問し、企業担当者の方から企業特徴や魅力、仕事内容などの説明を受けました。ちょっと画像確認します。これは、丸亀市の体育館とアイレックスの2箇所行ったんで、こういう状況ともう一つあります。これですね。こういう感じで説明会が開催されていましたが、このような丸亀で行ったような説明会の実施を予定しているのか伺います。

産業課長（植松 肇）

中野議員の中学生版就活説明会の実施についてのご質問に答弁をさせていただきます。近年、慢性的な人手不足が社会問題となっている中、本町においても、あらゆる業種で働き手の確保が大きな課題となっています。

働き手不足の要因の一つとして、就職を希望する地元の方々が「地元企業のことをよく知らない」ということが挙げられます。

また、令和5年8月の「たどつ子ども議会」において、小・中学生より「町内の企業や職業を知らないので、知る機会がほしい」という意見も頂いています。

そのため、町内の子ども達が町内企業を知る機会を作ることが出来ないか多度津商工会議所及び教育総務課と協議を重ね、昨年10月に先進事例である丸亀市の地元企業PR事業に、産業課と教育総務課の職員、及び多度津中学校の教員の方々と共同で視察しました。

視察後、多度津中学校より「本町においても企業PR事業をぜひ実施して欲しい」との強いご要望を頂き、多度津商工会議所より町内の主要企業へ開催の意向を確認したところ、非常に前向きなご意見を多数頂いたことから、今年10月29日に開催することを決定し、主催、多度津町及び多度津町教育委員会、共催は多度津商工会議所で「第1回たどつの企業大集合 in 多中 ーみつけよう！あなたの推し企業ー」と題し、実施することとしました。

現在、製造業、薬局、福祉、歯科医院、サービス業など、様々な業種の21事業者から参加申込みがあり、大手企業から中小企業まで多くの事業者からご協力を頂き、10月29日の開催に向けて、準備を進めています。

本町としましては、地元企業の振興はもとより、この事業を通じ、地元企業の魅力を町内の中学生に知ってもらうことで、将来、子ども達の就職先となることを期待しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次にこの「企業版PR事業」（中学生版就活説明会）の実施により、町内中学生の将来に及ぼす影響などについて教育長にお伺いします。

教育長（三木 信行）

中野議員の企業版PR事業の実施による町内中学生の将来に及ぼす影響についてのご質問に答弁をさせていただきます。

企業版PR事業を行うことは、現在、各校で取り組まれているキャリア教育に関わる教育活動として有効であると考えられます。具体的には身近な企業を通して、勤労観・職業観の熟成や今後の進学等の進路選択の一助になると考えられます。

また、例年、秋に中学2年生が職場体験学習を行っていますが、本事業を実施することにより、町内の企業をよく知ることが出来るとともに職場体験学習で町内の企業を希望する生徒が増えると考えられます。中学校では、次年度に職場体験学習を実施する際には、企業版PR事業の後に希望をとり、職場体験学習を行うという流れにしたいと考えています。その結果、町内の企業で職場体験を行う生徒が増え、将来、本町で就職しようという生徒が増えることを期待しています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。多度津高校や地元の企業と連携することによって新たな雇用の創生や新たな産業の創生、ひいては地域の活性化に繋がっていただきたいと思います。

また、中学生版の就活説明会は、成功し、今後に繋がっていくことを願っています。よろしく申し上げます。

それでは次に、2番目の質問です。特定保健指導実施率（終了者率）の向上についてお伺いします。

令和4年3月定例会で特定健康診査の受診率の向上対策について私が一般質問しました。そこで、特定保健指導の取組についての回答も頂きました。今回は特定保健指導実施率（終了者率）が近隣の他の市町に比べて低いのでその向上施策についてお伺いします。

平成20年4月から40歳以上75歳未満の方を対象に特定健診・特定保健指導が行われています。近年、増加している糖尿病や高血圧症などの生活習慣病になる前に健康管理に気を配り、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームを予防・改善しようという取組です。

特定健診は、健診の対象となる方が加入している医療保険者が主体となって行っています。従って、国民健康保険（国保）に加入されている方は市区町村国保から、国民健康保険組合に加入されている方は国保組合から、受診の方法などがお知らせされます。

メタボリックシンドロームとは内臓脂肪型肥満の方が、軽症でも高血圧、脂質異常

症、高血糖の危険因子を2つ以上持っている状態を言います。

メタボリックシンドロームの状態になると動脈硬化が進み、心臓病や脳卒中などの重大な病気や糖尿病性腎症等の合併症に繋がります。

特定保健指導は、メタボリックシンドロームとリスク要因数に応じて「動機付け支援」と「積極的支援」の2つのタイプに分かれます。

「動機付け支援」は、内臓脂肪型肥満（腹囲：男性85cm以上、女性90cm以上）でリスク（血糖、脂質、血圧等の基準値外）が1つ、内臓脂肪型肥満でリスク（血糖、脂質、血圧等の基準値外）が1～2つの方を対象に実施されている保健指導です。医師や保健師などの専門家が、対象者に生活習慣を改善するきっかけを提供するものであり、支援は原則1回の面接支援のみとされています。

「積極的支援」は、内臓脂肪型肥満（腹囲：男性85cm以上、女性90cm以上）でリスク（血糖、脂質、血圧等の基準値外）が2つ以上、内臓脂肪型肥満（腹囲：男性85cm未満、女性90cm未満かつBMI：25以上）でリスク（血糖、脂質、血圧等の基準値外）が3つ以上の方を対象に実施される保健指導です。医師や保健師などの専門家が生活習慣の改善に向けて長期的かつ継続的にサポートを行います。

ただし、前期高齢者（65歳以上75歳未満）は積極的支援の対象になった場合でも動機付け支援を実施します。

また、2年連続して積極的支援に該当しても、1年目に比べて2年目の状態が改善していれば、2年目の特定保健指導は、動機付け支援相当とすることが可能です。

特定健診・特定保健指導の年度別推移・他市町との比較について説明します。

多度津町の特定健康診査受診率は、令和2年度で、ここに出ております上側のところ38.8%。令和3年度42.5%、令和4年度42.8%であり、40%前後です。

一方、特定保健指導者、修了者率。これの令和4年度を見ると、多度津のずっと右の方を見ると、特定健康診査受診率は全国平均37.5%香川県平均43.9%に対して、多度津町は42.8%であり、他の市町に比べて決して低いことはないんです。

この審査を受ける率については、一方特定保健指導実施率は、全国平均このところですね、26.5というのが全国平均。香川県平均というのがその上の28.6%、近隣の琴平町46.1%、綾川町49.6%に対して多度津町は13.9%、これですね。多度津をずっとこう行くと。この13.9%が多度津町なんです。この13.9%というのは非常に低くて、よその半分以下の数値となっています。

香川県内市町の中では1番低い数値に、この令和4年度の数値としては、なっています。

そこで次の4点についてお伺いします。まず1点目、特定保健指導において、家庭訪問は義務付けられていません。面談は対面若しくは通信機器を用いて実施されます。生活習慣の改善状況の確認についても電話やファクスなどで行われます。

ただし、特定保健指導対象者の健診結果については、家庭訪問か保健センターにて、

原則手渡しで返却するとしているケースもあります。

結果を直接返却することで、結果の説明や改善ポイントについて詳しく説明するためです。そこで義務付けられてはいませんが、家庭訪問を実施出来ないかお伺いします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

中野議員の特定保健指導の家庭訪問を実施出来ないかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では、特定健診の結果は、基本的に受診した医療機関より本人に結果を説明することで通知をしています。また、特定保健指導は、特定健診を受診して2箇月後、香川県国民健康保険団体連合会から町に結果報告があり、それに基づいて対象者に委託している町外の医療機関での保健指導の実施案内をしています。

今年度新たに採用した会計年度任用職員の看護師が、保健指導をするために必要な研修を受講しましたので、町外の医療機関に行けない方は役場や家庭訪問でも実施出来る体制が整いました。今後は、保健指導を受けていない方への再アプローチの実施や対象者の状況に応じた指導場所を検討していきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

特定保健指導では、必ずしも基準に該当する者全員に保健指導を行う必要はありません。例えば毎年保健指導を実施しているものの改善が見られない方や保健指導を受けることに消極的な方については、優先度を低くすることが可能です。

保健財源は限られているため、生活習慣の改善により予防効果が大きく期待出来る対象者を明確にし、優先度をつけて指導勧奨してはどうかと思いますが、考えをお伺いします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

中野議員の特定保健指導について優先度をつけて指導勧奨してはどうかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、必ずしも基準に該当する方全員に保健指導を行う必要はなく、今後、特定健診時の問診において「改善したい」という意欲的な回答があった方など、生活改善により効果が大きく期待出来る対象者を抽出し、保健指導に繋がるよう優先的に勧奨します。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に行きます。特定保健指導には委託と直営があります。委託は病院等に委託する方法です。直営は本町の保健師等が保健指導を行う方法です。

特定保健指導率を飛躍的に向上させた市町の成功事例として取り上げられているのが特定健診の結果説明会を開催したり、医療機関からの特定健診受診者情報の提供を受けていることなどです。

また、説明会場での個別の面談を行っているところもあります。色々な方法がある

と思いますが、高齢者保険課と健康福祉課が連携し、取り組めば本町でも可能であると思うので、検討出来ないか伺います。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

中野議員の高齢者保険課と健康福祉課が連携し取り組めないかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町における特定保健指導は、本課が特定健診の受診結果に基づき指導対象者に通知し、委託している医療機関において実施しています。

一方、健康福祉課は、健康づくりに関心のある方を対象に健康づくりセミナー等で、町保健師による「検査値から分かること」と題した講習会や医師や健康運動指導士などの専門職による病態別講習会や運動教室、個別指導を行っています。

今後は、議員のおっしゃるとおり健康福祉課と連携し、委託医療機関の保健指導と町が実施する健康教室や個別指導、家庭訪問を組み合わせた支援をし、特定保健指導の利用者率や終了者率の向上に努めます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

丸尾町長はかつて特定保健指導を受けたことがありますか。町長が不健康であると町まで不健康になりかねません。健康でバイタリティ溢れる町長であって頂きたいので、特定保健指導の町長の考えをお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の特定保健指導の町長の考えについてのご質問に答弁をさせていただきます。

私は健康を維持するため、日頃から散歩をしたり小まめに体を動かしたり、食生活や睡眠に気を配ったりしております。現在も体調も万全ですが、過去には特定保健指導を受けたことがあります。

この時は、特定保健指導が始まって最初の頃だったと思いますが、その時は、多度津町の保健師の方が4つの校区に分かれている。担当が分かれておりますけども、4つの校区の保健師の方それぞれが一生懸命、町民の健康について考えてくれ、そしてアドバイスをしてくれました。

実際に私の場合、その専門の保健師の方からの実際に専門の方からのアドバイスを受けて自分の健康状態に気づき、生活習慣の見直しが出来ましたので、特定保健指導の大切さを実感しています。町民の皆様にも生活習慣病を予防し、いつまでも若々しく元気で暮らして頂きたいと願っています。そのためにも、今まで以上に多くの方が特定保健指導を受けて頂けるよう、特定保健指導率の向上だけでなく、指導の内容の充実にも努めていきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

町長が常に健康に留意して頂いているということで、安心しました。町内に健康な人が増えれば、医療費の削減にも繋がってくると思いますので、今後とも地道な対応が必要だと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

次に3つ目の質問に入ります。私債権管理条例制定後の債権回収についてです。

令和2年度に「多度津町の私債権の管理に関する条例」及び「多度津町の私債権の管理に関する条例施行規則」が制定施行されました。

条例第8条には私債権を放棄できる場合について明記されています。破産や死亡・行方不明など8項目が記載されています。

債権放棄については、議会に報告しなければならないことについて条例第8条第1項で定められており、今までに3回ほど報告されています。詳細は次のとおりです。

令和4年6月定例会では、町営住宅使用料254万5,800円、9件。駐車場使用料10万2,000円、3件を多度津町私債権の管理に関する条例第8条第1項第3号及び第7号の規定により、令和4年3月18日付で債権放棄しました。

令和5年6月定例会では、町営住宅使用料61万3,900円を多度津町私債権の管理に関する条例第8条第1項第2号及の規定により、令和5年3月17日付で債権放棄しました、と記載されています。

令和6年6月定例会では、町営住宅使用料368万8,900円を多度津町私債権の管理に関する条例第8条第1項第2号及の規定により、令和6年3月22日付で債権放棄しました、と記載されています。この3回の報告がされています。

そこで、条例・規則に基づき事務処理を行って頂いていることと思いますが、次の4点について質問させていただきます。

まず一つ目、条例施行前と施行後の私債権の推移についてお伺いします。

条例制定後、債権の減少の効果が確認出来るので、よろしくお願ひしたいと思います。

建設課長（三谷 勝則）

中野議員の条例施行前と施行後の私債権の推移についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、私債権である町営住宅の使用料及び駐車場使用料の滞納分については、私債権を適正に管理するため、台帳を整備し、令和3年度以降は「多度津町の私債権の管理に関する条例」に基づき債権放棄を不納欠損として実施しています。

ご質問の令和2年度からの私債権の推移については、条例制定前の令和2年度末時点で滞納額が25,393,500円でした。その後の推移としては、令和3年度で不納欠損額と徴収額を合わせた額は4,515,000円で前年度比は17.6%の減、令和4年度は3,118,400円で前年度比は9.6%の減、令和5年度は5,399,700円で前年度比は28.6%の減でした。

なお、令和5年度末の滞納額は13,503,400円で、条例施行後の3年間の滞納額全体の減額率は令和2年度末から46.8%減となり、そのうちの債権放棄は減額の約57%が不納欠損額となっています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

条例施行規則第10条に議会への報告事項は、次に掲げるものとする定められて

います。

これ4つあるんですけれども1つ目が、町の私債権の名称、2番目が町の私債権の額及び件数、3番目が放棄の理由。4番目がその他、町長が必要と認める事項ととなっております。放棄の理由について条例第8条第1項何号と記載されているので、調べれば分かりますが、詳細をもう少し詳しくお伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

中野議員の私債権放棄の理由についてのご質問に答弁をさせていただきます。

町営住宅使用料等の債権放棄の事由としては、令和3年度から令和5年度までの3年間で14件の債権放棄がありました。条例第8条第1項第3号の「当該町の私債権について消滅時効に係る時効期間が満了したとき」の事由が2件、第7号の「債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる状態にあつて、当該町の私債権について履行される見込みがないと認められるとき」の事由が10件、第2号の「債務者が生活保護法による保護を受けている者又はこれに準ずると認められる者であり、資力の回復が困難で当該町の私債権について履行される見込みがないと認められるとき」の事由が2件です。

また、対象者は11名で全ての方が住宅は退去しており、内訳は死亡が5名、行方不明等が3名、時効の援用が1名、生活保護及びこれに準ずるが2名です。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

条例制定後の使用料等の滞納債権に対する対応方法の改善についてお伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

中野議員の条例制定後の滞納債権に対する、対応方法の改善についてのご質問に答弁をさせていただきます。

私債権に関する条例制定に合わせ私債権を適正に管理を行うため、私債権管理台帳及び管理マニュアルを作成しました。現在、町営住宅及び駐車場の使用料に関する徴収に関しては、新たに使用料等の滞納が発生しないよう事務処理を改善し、納付期限に納入が確認出来ない場合は、電話で督促、督促状の送付、自宅への訪問などを段階的に納付期限から約一月の間に実施し、その後も滞納が発生しないように丁寧な徴収事務を心掛けて行っています。

また、退去者に発生している滞納分については、退去時に一括請求や分割での納付を希望した場合は「納付誓約書」の提出をもらっており、その後においても滞納がある場合は「未納額残高のお知らせ」を年2回、「催告書」を年4回送付しています。

今後も滞納者への適切な対応と私債権管理及び新たな滞納者が発生しないように努めます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

最後になりますが、町営住宅使用料・駐車場料金以外の学校給食費等の私債権の管理の状況についても併せてお伺いします。報告の中で、債権放棄額の報告がないので、債権放棄までは至ってないとは思いますが、よろしくお願い申し上げます。

教育総務課長（池田 友亮）

中野議員の町営住宅使用料・駐車場料金以外の学校給食費等の私債権の管理の状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、本町においては令和3年度より学校給食費を公会計化していますので、現在は私債権として管理しています。

よって、「多度津町の私債権の管理に関する条例」及び「多度津町の私債権の管理に関する条例施行規則」に基づいて事務を行っています。具体的には、未納の方に対して納期限の5日後に「督促状」を発送しています。

令和5年度末時点において、令和3年度の滞納額は1,031,265円、令和4年度は1,126,715円、令和5年は2,020,200円となっています。

給食費の債権について、債権放棄は行っていません。今後も徴収事務及び滞納事務について、各法の趣旨に則り、債権の回収に努めていきます。

また、令和4年3月定例会において、議員より提案のありました「児童手当からの申出徴収について」も検討していきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

今、回答頂いた最後の私が前の令和4年3月定例会の時に申し上げた児童手当からの申出徴収も検討するというので、また、よろしくお願いしたいと思います。そうしたら、私債権の管理ですけれども着実に減少していると思います。

条例の制定は、これは効果があったことだと思います。また、それによって事務処理も軽減化されたことに滞納債権のその分回収に力を入れることが出来て、その成果も現われてきていることだと思います。

これからも条例に基づいて適正な処理を続けて頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。これで私の質問は終わります。有難うございました。